

令和4年度 第3回 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会 議事録

- 1 日 時 令和4年10月24日（月）午後2時00分～午後4時00分
- 2 場 所 横須賀市役所 正庁
- 3 出席者
- [委員] 8人
- 志村委員長、井澤委員、江藤委員（オンラインでの出席）、工藤委員、
 櫻井彩乃委員、櫻井聡委員、中島委員、横山委員
- [事務局] 5人
- 市長室 井上室長
- 市長室人権・ダイバーシティ推進課 杉山課長、上嶋課長補佐、川井主任、川上
- [傍聴] 5人
- 4 審議事項 （仮称）第6次横須賀市男女共同参画プラン素案について
- 5 報告事項 （1）令和3年度 第5次横須賀市男女共同参画プランの取組実績報告

6 議 事

開 会	
事務局	開会
市長室長	挨拶
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会成立の報告 ・ 本日の資料の確認 	
審議事項	
委員長	<p>ありがとうございました。次第にそって議事に入ります。</p> <p>来月第6次プラン素案のパブリック・コメントが控えておりますので、本日は第6次プランの素案の審議から入っていきたいと思います。</p> <p>2 審議事項 （仮称）第6次横須賀市男女共同参画プラン素案について、まずはジェンダー平等の定義について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	ジェンダー、ジェンダー平等の定義について、資料に沿って説明
委員長	それでは今、説明のあったジェンダー平等について、何かご意見やご質問がある方はお願いします。

委員	ジェンダー平等が、条例に書かれている性別等の定義のところにあるものは6次プランの内容にも関わってくるので確認させていただけたらと思います。 資料1-1、4ページ、5 その他の性暴力の所にも関わってくると思うのですが、「ジェンダーに基づく暴力」の表記を、全ての人を対象にすることを示し、条例の表現と合わせるため、『性別等に基づく暴力』に変更しました」となっていて、条例の性別等とは何なのだろうと思い、1ページ目を書いてある性別等の定義というところを見たのですが、これを見ると sex と gender の話が混同しているので、この条例自体も見直したほうが良いのではないかと思います。sex の話なのか gender の話なのかというのは分けたほうが良いと思います。今行う議論ではないかもしれませんが、少しこの条例の見直しを検討いただくほうが良いのではないかと思います。
委員長	事務局いかがですか。
事務局	ご意見ありがとうございます。今回プランを作る中でジェンダーや性別等の定義など改めて条例を踏まえながら、先ほど説明した通り、どのように定めていくのか新たな課題となっています。委員からもご指摘がありましたが、この時点でお答えすることはできないので、今後の課題として承りたいと思います。ありがとうございます。
委員長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。
委員	今のままだと、横須賀市の条例は性別等というのが、sex と gender 両方入っている性別等になっていると、問題の切り分けができなくなってしまっています、特に性暴力の取り組み方だと gender に基づく、gender というのが狭いから性別等にしようということになったと思うのですが、sex に基づく性暴力ではないというところがあるので、今のままの横須賀市の性別等にまともになってしまうことによる課題として、特にこの分野であるのが gender と sex を分けないで考えることによる批判というのもすごくあるかと思うのです。今のままだと sex とは何を言っているのかということ、身体的な戸籍性、生まれたときに割り振られた性別のことで、gender という問題は一緒にして書くべきではないと思います。この部分は早急に切り分けた定義で使っていかなければ、ここが市民からするとこれはおかしいのではないかとと言われてしまう一つになるので、そういった点で早めに議論したほうが良いのではないかと思います。伝わりましたでしょうか。
委員長	そうなると計画云々というのも解釈だから条例を変えていかなければならないということですね。
委員	条例もそうですが、これに今回の第6次計画の最後、性暴力の部分が目標5 性別等に基づく暴力のない環境づくりの性別等というのがここに関わってくることになり、この性別等には sex の話もあれば gender の話も多様な性の話もあるので、性別等と見たとき、何も知らない人が見たら男女という戸籍で割り振られた性で考えてしまうという風に思います。そういったところから条例の見直しも検討に入れなければいけない一つなのかと思います。 この条例が作られた時の審議会の議事録なども少し見たのですが、その時にこの議論で金井先生が挙げていらっしゃったのですが、そのあと特に反映されてなかったのも、こちら辺はある意味危険というか、早めに解決したほうが良いかと思いました。
委員長	どうでしょう。記載、記入の仕方ですと変わるものでもないのです。
委員	条例でそうになっているから難しいですね。

事務局	条例改正となると、またご審議をいただいて、改正する場合は手続きがあります。改めてご審議がいただくこととなりますので、まずはこの条例で定められているものを生かしながら、委員のご懸念されている暴力のところ、どのように説明をしていくか、説明を加えていくことで解決できる方法がないかと思います。
委員	そうですね、たぶん性別等とまとめることによって sex の部分が入ってしまうと、それは少し違うのではないかと思います。
事務局	性別等という表現にしない形で伝えられる表現があれば、ご意見がいただければと思います。
委員	gender に基づくではなくて、多様な性も含む形での表現があればという感じですね。
事務局	はい、今回ご説明させていただいたときは gender に基づくということで委員の皆様にご説明させていただきましたが、多様な性の視点も除くと条例に基づくと gender が入らなくなるということがありましたので、条例では性別等というのは多様な性も含む形、性的指向、性自認を含む形として定義されているので、より広く捉えられるように条例の性別等をそのまま受けて、暴力では性別等と表現をしているのですが、委員としてはこちらは分かりづらいとお考えでしょうか。
委員	わかりづらいといえますか、二つ、gender と sex は全く別のものを性別等の一言で一緒にしてしまうことが少し危険かなと。一言でいうと性別かもしれないのですが、ある意味、生物学的なことという社会的に作られたものがまとめて性別等としてしまうと少し表現としてはよろしくないのではないかと思います。
委員長	専門家のご意見はどうですか。
委員	今の議論に基づくとところなのですが、この議論が出されたとき、私はどのような経緯か確認ができていないところもありますので、はっきりしたことは申し上げられないのですが、おそらく学術の世界でこういった議論がされているかということで先ほど金井先生がという話があったと、金井先生からこの問題提起があったという話でしたか。
委員	当時の議事録を少し追わせていただいたら、金井先生はここに対して指摘されてたようなのですが、私もおかしいなと思って議事録読ませていただいて金井先生もおっしゃっているなど。
委員	金井先生も同じような指摘を。
委員	そうですね。
委員	学術の世界の議論では、sex と gender の問題をどう考えるかといったときに、gender を一元論的な捉え方をする場合もあります。つまり sex といったときそれを生物学的な性別と定義したときに、それはあくまで生物学という知の世界における性現象の捉え方の一つだと考えることができる。性現象に意味を付与する知の総体、それ自体が人間による社会的活動ですから、これをジェンダーだとした場合、二元論的に捉えられてきた sex という領域も gender の領域の中に包摂されることとなります。もちろん歴史的な経緯からすると、元々は性現象を sex という捉え方があって、しかし性の現象は sex だけに還元

	<p>できない、何かいい言葉がないかということで gender という言葉があてはめられた。そして sex が生物学的な性別で、gender が社会的な文化的な性別ということが一般的な性現象の捉え方として浸透した。さらに性の領域はそれらだけではないということで、性的な指向性を表すセクシュアリティという言葉があてられることになる。このように性の現象を、どう分析していくのかといったときに必要とされる概念として sex、gender、セクシュアリティという3つの概念が立てられてきた、そういう歴史的な経緯というものがああります。そこの文脈をどういう形で条例として反映させて施策として作っていくかということで、私の方からさしあたり以上です。</p>
委員長	<p>それが誤解を生み得るということが一つ問題としてありますね。</p>
委員	<p>そうですね、今おっしゃった3つ並べてまとめて性別等と言い回すと、少し大きすぎる主語であるし、作られた強いによって、問題が起きているときには gender の話だったりするのに、それが性別等という言葉でまとめて片付けてしまうのは少し良くないのではないかと思います。性別等とまとめてしまうのは見直したほうが良いのではないかと思います。今回、計画作るに当たっても、条例が色々なところで重要となってくるとなったとき、その条例があまりにもまとめすぎていると思いました。</p>
委員長	<p>わかりました。</p>
委員	<p>今ご指摘があった点に関して、少し補足しておく、暴力に基づく問題を gender 研究で扱う場合、暴力をふるうという事に何か生物学的な特性によって暴力が発動するというふうな説明の仕方をしない。そこには何か社会の中で別の社会的な要因によってそうした現象が起こるというふうに捉える、そういった考え方があるかと思います。</p>
委員長	<p>おそらくここの中での表現で直せるといいますか、誤解を得ない形の解決ができるのであればそういった形もよいかと思いますし、先々、条例改正はすぐにはいかないので、それは課題として含めていただいて。</p>
事務局	<p>暴力のところで性別等の表現、性別等を使用しない形で、今いただいたことを踏まえて再度検討したいと思います。</p>
委員長	<p>では、ここは課題として取り組んで、持ち越していただければと思います。こういうところで慎重に行くべきだ指摘していただいたと思うので、ゆるぎないものに解決して進めていただければと思います。 それではその他のところで質問はありますでしょうか。 それでは続けていきたいと思いますが、計画期間について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>計画期間につきまして説明します。資料1-2をご覧ください。 第2回審議会や、個別にご説明させていただいた際のご意見から、4年案を提示いたします。市の基本計画とは合いませんが、今までのプラン期間の4年間が適正と考えます。市の基本計画とはズレますが、それらの計画の策定結果内容を踏まえた内容で計画内容を反映・検討ができるメリットがあります。プランの効果を検証することも踏まえると、4年間が適正と考えています。以上です。</p>
委員長	<p>この件につきましては前回の委員会の時に皆さんからたくさん意見をいただきまして、そこを反映してという形で原案としているかなという感じですが、それでは今説明のあり</p>

	<p>ました計画期間につきまして事務局から4年間という事が出ておりますが、何かご意見有りますでしょうか。</p> <p>それでは無いようでしたらここは4年間で決定したいと思います。</p> <p>続きまして、計画の名称についてという事で事務局から説明していただきたいと思ます。</p>
事務局	<p>計画名称についてご説明します。資料1-2をご覧ください。事務局から2案提示させていただきます。</p> <p>一つ目は、横須賀市ジェンダー平等と多様な性の尊重プラン 副題として～第6次横須賀市男女共同参画プラン～</p> <p>二つ目の案が第6次横須賀市男女共同参画プラン 副題として～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～</p> <p>2案とも、以前の審議会で、今までのプランとの連続性がわかるように第6次と入れたほうが良いというご意見も踏まえ、2案とも第6次と入れてあります。</p> <p>この2案で、ご審議の上決めていただきたいと考えています。以上です。</p>
委員長	<p>それでは今説明いただきました、2案出ております。</p> <p>主題と副題と入れ替わっているような形になってはいますが、何かご意見がある方いらっしゃいますか。本件に関しましても前回の委員会の時にアイデアですとかその他、正式名称につきまして事務局から2案出ておりますがどうでしょうか。</p> <p>意見がないとすると2案からどちらかという事になりますが。</p>
委員	<p>意見としてなのですが、男女参画プランというのは事業名なので、どちらも加わっていいと思います。前回もその通りだったのですが、第2案の方でジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指してという形で目指す方向を言葉に入れているというふうになるので、上の方ジェンダー平等と多様な性の尊重プランとすると何となくボヤけてしまうような気がします。私は下のほうが良いと思います。</p>
委員長	<p>ほかにご意見はありますか。実は私は今まで数字が最初に来ていまして、第2次、続いて前回第5次となっていてそこを踏まえると最初に数字が来ている2案の方が今までの連続性からするとよいというのと、目指す目標が副題に書いてあるのが私もなかなかと思います。ほかにかがででしょうか。ほかにご意見が無いようでしたら2案目でのよろしいでしょうか。</p> <p>それでは案2の方第6次横須賀市男女共同参画プラン～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～という形で進めていきたいと思ます。それでは続いて体系図という事で事務局から説明お願いします。</p>
事務局	<p>体系図についてご説明します。資料1-1の2ページをご覧ください。</p> <p>第2回審議会時点の体系図との主な変更点をご説明します。</p> <p>目標につきましては、表現を「～環境づくり」に語尾を統一しました。</p> <p>そして、施策の方向性：目標と施策の間に、「施策の方向性」を設定し、4層構成に変更しました。</p> <p>3ページをご覧ください。今回追加した施策の方向性です。第2回時点の案ですと、目標と施策の間に距離があり、目的が不明瞭であったため、目標と施策をつなぐものとして、「施策の方向性」を設定しました。つぎに、下段の施策です。こちらは、施策の対象が不明瞭であったため、施策名で可能な限り対象を示し、明確化しました。</p> <p>つぎに、4ページの下段、5 その他をご覧ください。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「セクシュアル・マイノリティ」の表記を、より分かりやすい表記にするため、「性的マイノリティ（LGBTQ+）」に変更しました。 ・次に、「ジェンダーに基づく暴力」の表記を、全ての人を対象にすることを示し、条例の表現と合わせるため、「性別等に基づく暴力」に変更しました。 ・次に、プランが「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に位置づけられていることがわかるように、体系図に明記しました。資料1－3をご覧ください。以上の変更点を反映したものがこちらの体系図になります。以上で体系図の説明を終わります。
<p>委員長</p>	<p>それでは説明のありました体系図について、という事で何かご意見がありましたらお願いします。</p> <p>1－3の図にあります通り、目標、施策の方向性があり、施策そのあと右側に事業がつくという事で4層構造になります。先ほどご指摘いただきました性別等に基づく暴力という事で今は受け取っていますが、ここは表現方法を再検討するという事を踏まえたいうえでご意見を頂けたらと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見が無いようでしたらこの体系図といった形でいきたいと思ひます。ありがとうございます。続きまして指標数値目標につきまして事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料1－5 指標数値目標の素案についてご覧ください。</p> <p>目標値につきましては、皆様からの意見も踏まえ、資料の通りの目標を提案させていただきます。第2回の審議会の資料から変更しましたのは、性的マイノリティやLGBTの言葉の認知度としていましたが、言葉の認知度は高くなったため、性的マイノリティに関する深刻な問題であるアウティングの認知度を高めながら、問題の啓発を行っていかれたらと考え、アウティングという言葉の認知度に変更しました。</p> <p>つづいて、「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合をより明快に実態を確認する設問とするため、社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合と変更しました。</p> <p>つづいて、市職員の有給休暇取得日数は、男性育児休業取得割合を追加するにあたり、休暇・休業と類似する内容であるため、目標からは除きました。</p> <p>つづいて、子宮頸がん検診、乳がん検診受診率につきましては、健康部に確認しましたところ、がん検診について受診率向上には取り組んでいます、「職域」といって、職場で健康診断の一環として受診している人を把握しきれず、職域以外の人で集計するとどうしても数値が低くなってしまふため、市として目標は設定していないとのことでした。その代わりとして、同様に健康に関する事業として、9 横須賀市妊活 LINE サポート事業登録者数 これは、LINE で専門家に妊活の相談ができるもので、令和2年度から開始されたサービスで、健康部の不妊・不育専門相談センターの所管で、市が株式会社ファミワンに委託している事業です。机の上にチラシを置かせていただきました。参考に後ほどご覧ください。</p> <p>つづいて、相談事業に関する指標として、10 本課が所管しているデュオよこすか、女性のための相談室を知っている人の割合 を加えました。</p> <p>さいごに、11番につきましては、5次プランではDVに関して相談できる、としていたものを、デートDVも加えた内容となっています。</p> <p>目標値は、現実的な数値を目標としています。例えば、言葉の認知度等については、将来的には100%となることももちろん目標ではあるのですが、第5次プランの中間評価においても審議会委員の皆様からご意見がありましたが、仮に目標が100%だと、100%達成以外は未達成になってしまうため、現実的に目指しうる数値を目標値に設定してみました。以上です。</p>

委員長	では今説明いただきましたプランの評価という事でご質問ご意見等ありましたら。特にここは色々変わっているので質問いただければと思います。いかがでしょうか。
委員	先ほど体系図のところで言い忘れてしまったのですがよろしいですか。 体系図資料1-3のところでは3生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり施策14 リプロダクティブヘルスライツのところなのですが、横須賀市の場合は多様な性の視点も入っているという事でセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツにぜひ変えていただくのが良いかと思いました。実施の内容を見たときに多様な性も入っていたりもするのでぜひセクシュアルの部分も入れていただけたらと思います。目標の数値の説明していただくところで資料1-5のところなのですが同じく健康のところでは今、子宮頸がん乳がんというのが会社に所属している人が判断しづらいというところで、新しく妊活サポートとなっていると思うのですが、今回リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉が折角計画の中に入るので妊活となるとどうしても子どもを産む、産まないというのは個人のチョイスではあるものの、やはりこれを目標数値にしてしまうと市として妊活推奨のような、産むことを前面に推しているように見えてしまうので、少しこれを推薦するのは多様性がないかと思ったので、相談事業の女性の健康、支援相談事業も行っている中で、少しこれも相談件数の数字が低いということを以前見せていただきましたが、こういった部分を目標数値にするということが、女性の健康支援の中にももちろん妊活の部分も入ってきたりもしますし、それ以外にも多様な悩みを解決するというところもあるので、是非そちらのほうを目標数値として入れていただく方が多様な、もっと幅広い方を対象にできると思いました。
委員長	事務局いかがでしょうか。
事務局	まず1点目の体系図の件ですがセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに変えることによって多様な性の視点もプランに入れたいと思いますので、その方向で変更したいと思います。目標値につきましては令和2年度から新しく始まった事業として市で広めていきたい事業で、かつ目標値として人数がはっきりしているのでこれがいかがかと思ったのですが委員のご指摘とおおり、妊活を推奨しているようなイメージにもなりかねませんし、多様な性につきましても少し配慮が行き届かない部分がありますので検討したいと思います。検討したいと思いますが、もう一度お聞かせ願いたいのですが、健康相談の件数ですか。
委員	はい、前に数字を見せていただいた時に女性の健康支援の相談があったと思うのですが、他にもう少し広い形で相談事業を行っているのだとしたら妊活だけではない広い部分での相談というところでの数字のほうが良いのかと思いました。
事務局	ありがとうございます。こちら変更点について健康相談を確認しまして後日検討の結果をお示ししますので、よろしくお願いいたします。
委員長	ありがとうございます。ほかにご質問ご意見ありましたらお願いします、指標、数値目標ですね。
委員	ワーク・ライフ・バランスの推進のところなのですが、やはりワーク・ライフ・バランスは男女共通の目標になってくるので、この男性の育児休業のみここで大きな目標にする

	<p>のは違和感があります。以前は市役所における職員の年次有給休暇の取得日数と書いてあるので、これは男女関係なく推進目標として有って、それに向かっていくとなっているので非常に良かったのではないかと思います。今回男性の育児休業のみの形となると、若干違和感があると思います。方向性3の市役所における女性管理職の割合なのですが、ここはプランを実効性のあるものにしていかないと。10%に達したことはおそらくほとんどないのではないかと思います。20%にしていく市役所内の施策がしっかりとあればいいのですが、この目標を入れるのであれば現実的なものを数値として。目標数値は目標数値として将来的に20%にするというのもそうなのですが、では20%にするのは何年の目標があって、段階的に何年までは幾つ、その目標に向かっては幾つを実現するという形にしたほうが良いと思う。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。男性の育児休業取得割合についてですが、委員のおっしゃるとおり、男性に特化することなく育児休業取得割合としてもよいのですが、事務局として国の計画の中で男性の子育てへの参画の促進というのが具体的に書かれていて、女性の場合概ね100%取得できていますので、男性のほうを伸ばしていきたいと意図で書かせていただきました。</p>
委員	<p>削除しろとか言うわけではなくて、ここだけすごく違和感があり、それであれば市役所の中でおそらく問題になっているのが時間外勤務の削減などがあると思うので、ワーク・ライフ・バランスの目標としてはこれだけだとバランスがすごく悪いのではないかという気がしました。あくまでもワーク・ライフ・バランスということですので。</p>
委員長	<p>少し極端ですね、ある一つの極端な部分の事例だけを数値にしてしまっているという印象だと思います。そうなるともう少し幅広く、広い対象者が</p>
委員	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に入れる項目ではないのではないかと、例えば施策の方向性3は女性の活躍推進・参画促進なので。男性の育児休業取得を入れるのであれば、施策の方向性の名称を変えたほうが良いと思う。</p>
委員長	<p>はい。何かそういうのにふさわしいデータがありそうだとか。</p>
事務局	<p>今のご意見踏まえまして改めて指標目標を検討したいと思います。</p>
委員長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
委員	<p>目標値の設定ということなのですが、事務局の方から数値の根拠について現実的なラインでという話がありました。例えば国の目標はもう終わってしまいましたが202030というふうな感じで30%という形で出てきたりしています。一応3割いかないものが設定されていて、学術的な話で組織の中におけるある属性の割合というものがどれくらいになったら組織に影響を与えるかという研究があり、これまでであれば男性中心で属性というのはほとんど変わらない。それがどんどん変わっていったときにどのくらいのラインを突破したらそれまでの組織の環境とか文化とか組織の在り方がこれまでと同じようにはいかないというラインと考えられているのが大体3割から3割5分くらいの値になります。そういう数字を根拠にして3割くらいのラインというものを考えよう数字にしようというのが世界的には行われていると思います。これは研究によって数値に違いは</p>

	ありますが、そういう流れもありますので、目標数値を設定するといったときに、どういった根拠の数値を作るかというところをもう少し詰めていってもらったらよいと思います。
委員長	先ほどの委員と逆になってしまいますが、市役所が目指しているものに関しては 50% ぐらいの意欲で取り組むぞという意欲の表れであってそこは堂々と 50% と言い切っていただくのも、かつこいいという言い方かどうか、ですが要はこういったプランというのは市が引張って行く、市民の皆さんも是非一緒に頑張りましょうと言った時にこういうところに限っては理想をしっかりと出してなかなか達成しないけれども、市役所が悪いわけではなくて、そこにどのような原因があるのかを毎回毎回きちんと追及して、目指すべきところに行くためにどうしたらいいかを引っ張っていくためには、少しずつ上げていくよりは理想をあげてしっかり対策を検討する。ほかの企業に強制するのは大変だけど役所が行うのは、大胆でよいかと思う。個人的な意見ですが、先ほどの委員の 30 から 35 というのも説得力がありますが、ほかにはいかがでしょうか。
委員	もう少し足元の話になりますが、町内会・自治会におけるということですが、この会議でいつも難しい事を言っているなど思っています。どこの自治会もかなり厳しい状況で、私も自分の町内会で役員になっているのですが、この前この話を持ち出したときに、自治会に誘って実際自治会を抜けられてしまったというケースも。役員になってほしいから女性に参加してもらおうというのは非常に厳しいことになっているのではないかと思います。そのような話もあったので自治会に行った時、これを目標にするとなかなかこの先の世の中、難しいのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。性別以前に、なり手の問題というのが前提にある。いかがでしょうか。
事務局	委員のおっしゃる通り、先日も自治会について教えていただいたのですが、男女共同参画やジェンダーが地域にどれくらい溶け込んでいるか、その指標として地域である一定の団体という、町内会、自治会が地域として一番効果が表れる集団になるのではないかと思います。現状は何って迷ったところですが、地域で浸透している指標としては、これを進めていきたいと思いました。
委員長	口を挟みますが、目標値にしてしまうから影響があるので、検証値だとか測定値だったならここも思ったのですが、結果としてこれだけ町内会の皆さんが女性率が高くなってきた、と測る値としてだったらよくて、目標としてしまうときつくなってしまおうとおっしゃる通りなので、その表現だと思う。そういう点では使い分けていく必要もあるのではないかと。たくさん議論していく必要がある。
委員	市役所におけるというところで委員もおっしゃっていた 202030 は国もできていないところですが、令和 8 年度という時点で 20%、市長室直下になった今、横須賀市として前向きに取り組んでいただきたいと思います。20% も苦しいところだと思います。本気でやっていくぞというところを示さないともう一生難しいのではないかと前回の数字を見ていると思うので、ぜひそこはもう少し頑張ってくださいと思います。私から気になった点は、最後の 11 番、デート DV に関するところなのですが、目標数値の微増という設定はやや気になっています。どういう数字の設定なのか背景を説明いただけたらと思います。
委員長	ありがとうございます。先ほどの管理職数値は 30~35 ぐらいという数値と 89.7 から 90

	はいかがなものか、いかがでしょう。
事務局	言葉の認知度につきましては、はじめ事務局の中で検討するときに、現状値以上を目標値として決めました。検討していく中で現状値以上という表現だと具体的な数値がわからないので、目指しようがないのではという意見がありまして、今より向上して、キリの良い数字を設定しました。
委員	それなら 100%でいいのではないですか。デート DV という言葉も少しずつ広まってきたので、これを目指すのは今回で最後でもいいのではないか。
事務局	11 番の目標値に関しては 100%にします。
事務局	昨年度のアンケートの数値が 89.7 まで来ていること、具体的な数値は 100 というのはいかがと前回の審議会でもご指摘もあり、100 ではなくてキリの良い数字で 90 としたのですが、現状の 89.7 を考えますと、100 を目指してということで 100%という数値で検討を進めさせていただきます。先ほどから出ております、4 番女性管理職の割合この 20% につきましては、まず総務部の方で市の女性活躍子育てサポートプランの目標として市の目標として総務部の方で定めている数値と同じになります。こちらは 20%を定める当時は 10%台まで上がったことがあったのですが、なかなか厳しいですけれども 20%は超えなくてはいけないということ。国の数字ですが国の方の第 5 次計画でも市町村の役職者を占める女性の割合が 22%となっていたことも総務部は参考にしながら私たちも意見交換をして、とにかくこの 20%を達成しようという思いでおり、その数字を踏まえて 20%と記載させていただいています。
委員長	ありがとうございます。100 行くところと 30 にもいかないところがあると様々ですが。
委員	若干補足しておく、今の目標値の 3 割か 3 割 5 分というのは結局のところそのぐらいの割合まで進めていかないと組織の持っている文化や風土が変わらないという話です。そうするとその値まで上げないと、今後そのような方向性は維持できないという意味でもある。例えば 20%を目標値に設定して変えていったとき 20%ではその値まで行ってもまた下がってくる、つまり組織の循環が恒常的に行われるラインが 30~35 という話です。先ほど委員からそれをどう積み上げていくかという戦略の話がありましたが、結局そこまではアフーマティブアクションみたいなことを行っている。そこまではある種の強制性がないと変わっていかない、そうしないと組織の抵抗でなかなか上がらないということがおそらく配慮した部分になると思います。
委員長	ありがとうございます。
委員	そもそも市役所の職員の男性比と女性比で圧倒的に男性が多いではないですか、例えば採用における女性の割合を上げるとことは目標値にしづらいのでしょうか。女性職員が増えていかないと管理職はなりたいたいという人と、候補となってもなりたくないという人もやはり男女ともにいますので、底上げをきっちりしていかないと難しいのではないかと思う。
委員長	事務局からはいかがでしょう。
事務局	今、委員からご指摘のありました、職員の受験の男女比率についてですが、現状を申し上

	げますと、令和3年度の女性割合は32.2%という割合でした。これを50%に。
委員	採用は。
事務局	採用につきましては、数値が出ていません。
事務局	本来採用で男女目標を立てられれば良いのですが、やはり採用というのは選考が入りますのでそこで性別で何かそういった意思が働くということを避けるため、まずは受験者の割合を増やして、事業目標で受験者数として女性割合を定めて令和3年度ですね。ここ数年は3割くらいを推移していということですよ。
委員	そもそもの話なのですが、この目標値を定めてあって、たとえば私がかかわってくるところは5番とか6番なのですが、6番で女性の役員の割合は40%ぐらいが好ましいですよということをはたして町内会長、連合町内会ほか何人の方がそういったことを認識しているか、わかっているのか、はたしてきちんと伝えられているのかという側面があると思うのです。5番のほうも私は推薦の際に前任者は男性だったのですが、たまたま私に変わったのですが、色々な審議会も女性のほうが会議としては多いのですが、会長、副会長は男性が多かったりする。審議会に送る母体の方たちがどの審議会に女性を大いに使っていこうとか、そういった認識は感じません。目標値を男女共同参画の我々としては真剣に考えてこれくらいとか定めるのですが、それをもとものところで認識をして底上げをしていこうとしていると思えないのですが。
委員長	では事務局お願いします。
事務局	委員のおっしゃるように、推薦母体の代表の方ですとか町内会、連合町内会、意識改革をしないとなかなか進まない話で、ご指摘の通りだと思います。意識改革という点で言いますと、数値化がなかなか難しく、啓発等の事業で推薦をお願いする段階で女性委員をお願いしたり女性部会からの推薦をお願いしたりと、そういった形でのお願いベースでの事業になってしまうかもしれないのですが、そうするとなかなか目標として難しい、実際に意識の面で言うと皆さんそういった認識を持たれたかどうか、数字に出しにくいという面があり、数字でわかるこういった目標値で出した次第です。
委員長	そこを変えていく努力をどうしていくか、おそらく最大のポイントなので、そちらはともかくとして、高い数値を設定して協力をしていくことで当然施策につながっていくことが大切だと思います。そこはセットで考えていくことは少し大切かなと思います。今気が付いたら、自治会、町内会は40%で市役所は20%ですみませんというのは普通の市民感覚では少しありそうですが。
委員	男性の育児休業の取得について民間企業でも10月1日から産後パパ育休というのが始まりまして、大企業においては取得率というのを公表するようになってはいるわけですが、それで市が50%となっているのは、やはり少し少ないかなという感覚を持っていて、50%というと2人に1ということになるので、これを市はもう少し高くてもよいかと思う。
委員長	ありがとうございます。今のところは何かありますか。
事務局	男性の育児休業取得割合につきましては、今37.1%でこれから育児休業を取った人や逆に取得しなかった職員にアンケートを行おうと思っています、その中でまず半分の人が

	<p>取れるように目標を定めてみました。実際に男性の育児休業取得率割合については、取れるのが一番ですが男性の中には事情によって取得したくない、取得できない方がいらっしゃるのので高い数値を出すのは今のところ検討が必要かと思っておりますので、まず半分全体の中で取得したい人が取得できる状況を根付かせてから、半分以上の人が取ればよいかと思っておりますので、ひとまず今回は50%目指すのがよいかと思っております。</p>
委員長	<p>なるほど、今の話だと取得希望者で取れた比率にしたほうが良いのではないのでしょうか。そうしたら相当高くなります。確かに希望しないというのは自由ですが、なかなかそれならできるよというように違うベクトルに働くような事情に対しては希望して否定した一定数のうちこれだけの人が取得しました、というそちらの目標値なら大丈夫ではないかという気もします。その辺はどうですか。</p>
委員	<p>取りたくないという意味がどのような状況であろうとも取りたくないという、本当に心からの意思だったのなら構わないですが、何らかの阻害要因があって取りたくないというのならその阻害要因について検討しなくてはならないものが出てくるのではないかと思うのです。民間企業であったとしたらそうなのですが、取りたくないから放置というのはどうなんでだろうかという疑問は残ります。</p>
委員長	<p>深いですね、この問題。</p>
事務局	<p>担当からもあったようにこの後アンケートを取るのですが、まさに取りたくない要因についてきちんと把握したうえで対策を練りたいと思います。資料には書いてあるのですが、女性活躍・子育てサポートプランの目標値としては100%という数値を掲げております。その数値自体が現実的なものかどうかというご意見もありましたので、それも踏まえて50%とさせていただきます。またご意見を踏まえて検討していきたいと思ます。</p>
事務局	<p>そこは逆に100%という設定もできるのですね。この辺りは考え方と言ったらなんですが、そこを目指して頑張るとか決意を見せておくとか、ある意味現実的な話もそうなのですが、一方、目標ではあるので実現できなくてもダメですということではないのだけれども、それがいい影響になって社会全体が変わってくるというのは少しありそうな気がします。これは本当に考え方の部分ですが、その中については今後継続的にどういった形で示すのか、社会的な影響になるのか検討が必要なのかなと思います。そういう課題も含まれているということなのかと。ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。今日はここが一番大きいだろうという想定通り、一番ご意見いただいていると思ます。</p>
委員	<p>施策の2番目のアウトティングについてなのですが、この項目があるのはとてもいいと思いますけれども、施策の内容としては支援なので実際に支援だとどういったことかが書かれるような数値目標があるといいと思いました、たとえば自殺未遂をした人の中で性的マイノリティの方の数がどの割合なのかなどといった値があると実際、測れるのではないかと思いました。</p>
委員長	<p>施策に直接結びつくような数値目標があるとよい。この辺はいかがですか事務局としては。</p>
事務局	<p>健康部で自殺未遂をされた性的マイノリティの方の数字を把握しているか、こちらのほうで承知していないので確認をさせていただきたいと思ます。</p>

委員	多分健康部の方で丁度これからアンケートを行うはずです。少し前にアンケート項目について委員の方に確認があったと思うので、そろそろ行うと思いますが、その設問の中にそういった項目がありましたので。
委員長	施策に結びつくような形になるようなという意味合いで妥当かどうかそこは少し検討があるといいかもしれませんね。今聞いていると、これからアンケートなどを取ってそこで設定すると本当は一番良いというのが結構ありそうですね。そうした場合にどうなのかわかりませんが、パブリック・コメントの後だと間に合わなくなるので数値が変わるのはどうかというのがありますが、例えばとりあえず目標数値はこうですが、4年を待たずに今みたいな施策、アンケートなどの結果を受けてもう少し数値を上げてよいなものがあったら改定していくというのもどうでしょうか。場合によっては1年後に変更するというのもあるのでしょうか。無理はしなくてよいのですが。
事務局	そういった形が可能なのかも含めて確認いたしまして、またご連絡させていただきます。
委員長	途中で変えてしまうのはよくないのかもしれませんが、今のようにこれからはっきりする条件が直近で出るようであれば確認したい間に合わないその中庸を取りたいと思い質問いたしました。
委員	今のところで言うと目標値としてLGBTに関することで言うと施策の方向性7と同じような感じで相談場所を知っているか、パートナーシップ制度を知っているかというようなものでもよいかと思いました。ユースの子で横須賀に住んでいる子に横須賀市のパートナーシップいっぱいあるよと言うと知らなかったですと当事者の方がおっしゃっていたので、そういった点で言うと相談事業を横須賀市でも行っているというのもあり、横須賀市は多様な性に関して取り組んでいるということがまだ全然知られていないところもあるので、そのあたりを目標値にしても良いのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。これだけプラン作っておいて来なかったのならもったいないので、そこが目標値にも関わってくるのなら、事務局いかがでしょうか。
事務局	そうですね、まさに当課の事業ですのでそういった視点も少し検討させていただきます。
委員長	目標数値などいただいています。個別のことでもよいですし、総合的なことでも全体的な意見でもありますか。
委員	すみません、中身の質問はしないのでしょうか。
委員長	中身といいますと、施策の中身でしょうか、この後事業の方の話に行きますが。施策、一つ手前ですかね、体系図、それぞれの施策の部分でしょうか、今いただいてもいいですよ。
委員	市役所における理解促進、啓発という施策1事業の中、市の取り組みジェンダー平等の視点に立っていきますとか発行物に配慮していきますとあって、一つ疑問というか提案なのですが、市の主催とか協力とか後援の際に今ジェンダーバランスに配慮してイベントを行うというのが世の中では問われていて、企業とかではセンシティブに、特に大企業ではそういうことを気にして行っているのですが、横須賀市もいろいろなもので後援があったりすると、たまにそういったところにLGBT差別ではないかといった団体を後援していることが横須賀市で例があります。そういったところに関しましてチェックしていく、

	<p>そういったところを取り入れていったり、人権やダイバーシティが行うようなイベントに関しては特に配慮していくなど、そういったところを少し視点として取り入れていただいた方が横須賀市としてよくないかと思い、そういったところを入れていただきたく意見させていただきました。</p>
委員長	<p>わかりました。これは事業一覧ですよね、それではこの後事業の話に行けるので、説明を受けてから答えていただきます。</p> <p>それでは目標値、指標と数値目標に関してはよろしいでしょうか。今日はたくさん話が出てきたので、修正ができるもの、手直しする、数値も変えるものいくつか出てきていますので、そこは改めて調整をして追加を出していくという形で。それではまたあとでご意見ありましたら、時間が間に合えば。会議中に間に合わなければ、コメントシートで事務局に直接お願いします。続いて事業一覧について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>プランの評価については、計画期間が4年としますと、長期間に及ばないため、中間評価に代えて、市民アンケート調査と毎年度の実績報告書を踏まえて第6次プランの検証を行うよう変更するよう考えています。プランに対する評価は、プランの計画期間終了後、一括して行うことを考えています。以上です。</p> <p>資料1-4 事業一覧案をご覧ください。</p> <p>こちらは、各施策に具体的事業をあてはめたものになります。</p> <p>こちらの事業一覧につきましても、資料1-6の資料と合わせてパブリック・コメントの対象となります。</p> <p>8月の審議会でもご説明したとおり、事業一覧については、組織や予算、事業名や事業内容が毎年度変更する可能性があることから、別冊扱いとさせていただきたいと考えています。</p> <p>事業一覧は関係課に照会やヒアリングを行い、中身を調整したものになります。第6次プランで新たに追加した事業は、追加、と記載しています。追加した事業は、来年度から新たに開始する事業ではなく、現在市で既の実施している事業を、プランに追加する事業になります。</p> <p>事業につきましては、各施策の方向性ごとに、紐づけたものを位置付けています。</p> <p>8ページをご覧ください。68番の子ども・若者に対する暴力の防止に関する意識啓発 につきましても、現在こども家庭支援センターと調整中です。66番の性別等に基づく暴力防止に関する意識啓発 に子ども・若者を含めた内容として記載するか等、検討していますので、本日の時点では調整中とさせていただきました。後日お示ししたいと思いますので、ご了承ください。事業一覧に関しまして雑駁ですが説明は以上です。</p>
委員長	<p>体系図の中の一番右の4列目より具体的な部局からの事業ということで、これに関しましては今も説明があった通り、部局でとりあえずの原案としての事業ですけどこの後、調整して決まってくるということでした。それでは今説明がありましたが、何かご意見がございましたらお願いしますというところで、先ほどの委員からいただいた事業の後援などでLGBT差別があるようなところに後援として少し入っているというような話がありましたが、こうしたチェック体制をきちんととっていただきたい、事業に必要なのではないかというご質問でしたが、現状とそれからというところでいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、今年度から指定管理者の評価の基準になった項目で、男女共同参画に加えて多様な性の視点というのを指定管理者の評価項目に加えております。後援、共催に関するそういったルール付けまでは今確認ができませんので、そういった形で示していけたらと思います。</p>

委員長	なかなか、それぞれの部署で後援申請があったら、ハイっ行ってしまいそうですものね。確認の術があれば良いですね。
委員	全員同じような人というふうにならないよう、配慮というかそこらへんは、横須賀市の主催、共催、後援する場合はその部分を確認しましょうといったアナウンスがあればよいのですが、そういったところから「ジェンダーバランス、正しいですか」といったアナウンスしていければよいのですが。何かこういった視点としてお伝えしていただけるとよいと思います。
委員長	事業というよりはそういった観点を練り込んでいくといった。
事務局	全庁的アナウンスといいますか啓発でしたら我々当課が行うこともできますね。
委員長	では是非チェックを入れて取り組んでいただければと思います。それでは事業についてということではかにご意見ご質問等ございましたらお願いします。
委員	目標3生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり、施策の方向性6健康支援の推進のところで、先ほどの体系図の時にリプロダクティブ・ヘルス/ライツをセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに変更というところだったと思うのですが、No.52の新たに追加となった多様な性に関する医療機関への周知啓発を施策14のところに持ってきたほうが良いのではないかというのが1点目。2点目は事務局とやり取りをさせてもらっているところですが、プレコンセプションケアに関する啓発と健康教育の充実というところがあって、この内容が似たり寄ったり、対象は違うのですが、中身が結局いま日本でいわゆる性教育といわれるところが扱えない。扱えるのだけれども扱えないような感じになってしまっているの、そうとは言え包括的性教育とは、性教育と聞くとイメージされるのは生殖に関するようなことばかりになってしまうのですが、そうではなくジェンダーのこととか家族のあり方とか、メディアリテラシーですとか様々な部分は、ただ性教育というのはライフスキルを身に付けるための教育と今言われてきているので、そういった点で、もちろんここにたぶん性教育と書くことは今すぐには横須賀市ではできないとは思いますが、お子さんなどが意図しない妊娠ですとか、性に関するような事で傷ついてしまったり、そういったことが無いようにするためにもう少し、これ以外にも後半の部分にデートDVの啓発とかも出てくるところがあるのです。これは教育委員会が絡むと出来ないのかもしれないのですが、人権・ダイバーシティ推進課のほうで何か啓発するか、そういったところで外部講師を連れてくるとかそういった変化を持たせていただくと、子供たちの安心安全とか、先ほどの妊活部分を推していくのにそこに至るまでにどうしたらよいのか、どこでも誰でも教えてくれないといったものがあるのでそういった点でなかなか難しいのかもしれないのですが方法を探っていただくと大変うれしいと思っています、その点で54番に健康部が入っていないというのは何かあるのでしょうか、連携していくのが大事だと思っていますその理由を伺えたらと思います。
委員長	ありがとうございます。それぞれさらに今の時代性からするともう少し表現が内容について強化していく、あるいは配慮していくそういった表記も必要ではないか。それから健康部も54番の関係部署に含めたらどうかというところですが、わかる範囲で答えていただければと思います。
事務局	事業の54健康教育の充実に健康部を含めていない理由なのですが、当初こちらは性教育

	の内容でプランに盛り込むほうが良いとのご提案があり、性教育についてこちらで調べて、その中で市として担当しているのが教育委員会と行き着きました。教育委員会の職員とも調整をしたので、教育委員会と書かせていただきましたが、健康部とはこの話をしていませんので、現時点では教育委員会のみとなっています。
委員	ありがとうございます。多分プレコンセプションケアも事前にいろいろ質問させていただいたときに、プレコンセプションケアの対象がどちらかということ18歳以上という回答をいただいて、プレコンセプションケアは早い段階で行うのが良いとされ18歳以上になってくると運動もしなかったり、いろいろな成人病だったりとかで、すでにプレコンセプションケアでは遅くはないのですが、遅れた段階ですね。プレコンセプションケアは早い段階で行うのが良いとされているので、そういった点でプレコンセプションケアと健康教育とデートDVに関する教育の3つは別にあるがすごく近いところに内容としてあるので少しその部分は連携して行っていただけるとよいですし、これから生命の安全教育というものが学校で始まるので、その辺も併せて行っていただけるとより効果的なのかと思います。
委員長	ここは現実的に大事ですので、事務局としてもそれぞれの相互関係を持ちながら考慮してもらえると。
事務局	プレコンセプションケア担当で言いますと健康部なのですが、健康部の担当の方と少し意見交換をさせていただいたところ、健康部だけで行うのではなく関係部局で情報共有を進めていくということと、担当の意識としましても18歳以上ということではなくて小さいうちからそういう思いを育てていくことの大切さを庁内で共有していきたいと申し出ておりましたので、もう一度この事業を分けるものを確認させていただきたいと思います。
委員長	ありがとうございます。
委員	ひとつだけ。横須賀で今、包括的性教育となったときに、自治体によっては助産師さんや医師、産婦人科医などが学校に訪れたりNPOの方であったり、学校でできないなら外部講師として包括的性教育の部分を扱っていたりします。横須賀はそういったことが可能なかどうか、外部講師ルートが可能なのかお伺いできればと思います。
委員長	どうですか、
委員	実際に地域で行っています。社協のほうです。中学校を訪れて、親と学生ですとか。
委員長	存じ上げませんでした、現状チェックは把握していただいて。
事務局	学校は個別に行っている事例もあるようですので、現状把握をしていきたいと思います。
委員長	よろしくお願いします。ありがとうございました。そのほか事業の部分でありますか。
委員	9ページの施策20の様々なハラスメントの防止対策の推進というところなのですが、No.75に経済部で働く人の相談窓口とあります。委員が詳しいと思うのですが、コロナ禍において、企業におけるセクハラ、パワハラ、特にコロナ禍に入社した新人の方のメンタルヘルスということで、今非常に大きな問題となってきています。価値観の問題もそうです

	し、働く人の相談窓口という形であっさり書くのではなくて、その辺をきっちりと企業におけるセクハラ、パワハラ等の相談窓口がここになるか、それとも保健所の健康部、健康づくり課になるのか。保健所の健康づくり課ならばこちらの相談窓口があり、自殺対策の防止も行っているのも、もしそちらであればここにも、プラン事業一覧の中にももう一つ加えていただけると非常に良いのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。
事務局	今のご提案につきましては担当課と調整して後日回答します。
委員長	お願いします。基本ここは先ほどございましたが、事業課次第なのでこれから事業課と関係部局と調整が行われていくと思いますので、ご意見としては調整していただきたいと思います。ありがとうございました、他いかがでしょうか。
委員	施策の17番で困難な問題を抱え人への相談支援の充実というところで、項目にはないのですが、コロナ禍で生活が苦しくて市社協の方でも貸付を行っているのですが、困難な問題の中の一つに貧困といいますか、そういったものも一つの根拠ではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
委員長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	今、委員からご提案があったとおり、確かにこの困難の問題につきましては、コロナ禍で特に生活困窮であるとか、貧困については深刻な問題になってますのでこちらにつきましても担当課、所管はおそらく福祉こども部だと思いますので、投げかけをして調整したいと思います。ありがとうございます。
委員長	ありがとうございます。まさにこれからの6次のプランちょうど出てくる新しい形の問題。ほかにいかがでしょうか。
委員	26番のところ、先ほど市役所試験の採用はどうなっているのかとあり、女性の受験者は大体3割くらいというお話でしたが、その受験したうちの何割が採用されたのかというのは追いかけてもよいのかなと思うので、それを提案します。確かに試験は選抜があるということでしたが、ポジティブアクションというものもありますので、そういったことも含めて受験者のパーセントと採用した人数のパーセントも知れるとよいかと思いました。
委員長	市の市役所の試験のところ、26番ですね。
事務局	採用の際にですが市の事務職員と別で消防局の職員は、消防吏員として採用活動しています。実際に消防の方は体力的なこともありまして、なかなか女性の受験者数が集まりづらいということで、市の職員とは別に、より消防の職を受験してもらおうということで、取り組みを行っていると聞いています。
委員長	結果追跡についてはどうですか。
事務局	実際には受験者の人数、採用者の人数も公表されているものもありますのでそれを追跡することは可能です。

委員長	はい、ぜひ追跡しながら、次の施策に反映できるような検討していただきたいと思います。ありがとうございます。
委員	7ページの施策17 ヤングケアラー支援の推進のところなのですが、ヤングケアラーの本人はあまりその認識がないと思うので、おそらく一番わかるのは先生だと思うのです。ヤングケアラー本人は認識がないので、ここを拾ってあげられるようなネットワークをしっかりと作らないと、問題としてなかなか上がってこないと思います。やはりPTAでもそういった話も出ますし、学力の問題や不登校についても相談を受けるケースも少し増えてきています。
委員長	ありがとうございます。これを調整するかどうかということですが。
事務局	確かにご本人が認識がなければ相談することもないでしょうし、逆にそれは周りが気付いてあげて、適切な窓口をつなぐというのが正しい取り組みかと思います。実際、子ども家庭支援センターの方でそういった問題についてどのような課題を感じていて、どのような対策とるのかというのは確認をさせていただきたいと思います。
委員長	お願いします。ほかにはいかがでしょうか。
委員	横須賀の場合、防災のところの項目が特段ないと今まで思っていて、今回施策6 性的マイノリティのところ避難所における配慮というところがあって、もともと防災会議における女性役員の割合を増やす、のようなものがあつたかと思うのですが、今回、避難所の配慮というところでLGBTのところが入った事業があるので、少し項目が難しいのですが女性とか外国人とか障害者といったところも視点として加えていただけるとよいと思いました。避難所における配慮というところで、23番ですね。これはLGBTのところの施策で書かれているので難しいかと思いますが、ここに入れていただけたらよいと思います。6ページ51番目がん対策推進事業で、検診おこなってますというところですがHPVに関しては若い人はワクチン接種するということがキャッチアップされているのでがん検診だけでなく、ワクチンを打つ打たないはそれぞれ自由ですが、ワクチンで予防できるところはあるので、少しその視点を入れていただけたらよいと思います。
委員長	ありがとうございます。23番避難所における配慮と51番ワクチンにかかわることですね。
事務局	まず1点目の避難所における配慮につきましては、確かに女性であるとか外国人の視点がこの文面からだ読み取れませんので、少し検討させていただきます。それにおける委員のおっしゃる通り、位置付けについて若干検討が必要かと思しますので、それもお時間ください。がん対策の部分のHPVの件につきましては所管課に確認いたしますのでお時間ください。
委員長	ありがとうございました、よろしく申し上げます。ほかにはいかがでしょうか。
委員	今5の位置づけのところの一つの根拠として、配偶者からの暴力防止、および被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画というところから位置づけられると思うのですが、これはまだ閣議決定の段階ですが、国としては性犯罪、性暴力対策強化と防止とい

	うことが打ち出されていて、そこでは性犯罪、性暴力という言葉が使われているということですよね、この施策の方向性の中には具体的な言葉として見受けられないなというところが一つ気になったところと、法務省の方で、性行同意年齢が16歳に引き上げる、試案なのですがこれも性犯罪にかかわる非常に重要な項目で、かねてから問題視されてきた、非常に大きな問題だと思うのですが、暴力に関する啓発といったときに、こういった項目を含めて考えるかといった時には、そうしたことも一つの系として項目としては検討していただきたい、今後の展開になると思うのです。
委員長	ありがとうございました。事務局よろしいですか。
事務局	ありがとうございます。性犯罪、性暴力という言葉ですとか、今委員がおっしゃっていた取り組みは、実際に市の事業としてここに載せられる状況も含めて担当課と確認させていただいて、提案させていただきたいと思います。
委員長	よろしくお願いします、ありがとうございました。ほかにはありますか。
委員	今の性暴力のところで提案なのですが、67番デートDV防止に関する意識啓発のところで、毎年4月が若年層に対しての、内閣府が行っているあらゆる性暴力の啓発を行っているのですが、おそらく対象には全く情報が届いていないのが現状なのです。そういった月間があるのと、上の66は女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせてと書いてあるので、デートDVのところも、4月なので学校も忙しいかと思いますが、そういった国の動きもあるので、頑張っておそらく受けそうなポスター作ったりですとか、インスタライブに行ったりですとか、私も出ていたりするのですが、行っている活動と連動して行っていたくというので、ここに月間のことも書いてもよいのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。
事務局	委員もおっしゃる通り4月ですと、相当学校も忙しいので今のご意見につきましては記載させていただいて、取り組めるかについては学校の中での相談になるかと思います。ご意見ありがとうございます。
委員長	ありがとうございます、よろしくお願いします。ほかに事業につきましてはいかがでしょうか。事業に関しましては現在この案という形であげております。そしてそれぞれの関係部署との関係で調整をしていくという形ですので、ここもコメントシートのところで事務局のほうへ修正いただければそれぞれ調整できると思うので、コメントいただければと思います。時間も迫ってまいりましたので、現状ここまでという形で締めさせていただきます。ありがとうございました。 つづいて、パブリック・コメント用の資料について事務局より説明をお願いします。
事務局	資料1-6 パブリック・コメント手続き用資料案をご覧ください。 こちらが11月25日から実施するパブリック・コメントの資料です。 パブリック・コメントの資料には、コラムや図表、現在の5次プランの後ろに付いている条例文などの参考資料はパブリック・コメントの対象外となりますのでつけていません。 表紙を1枚おめくりいただき、1ページ、第1章 プランの策定にあたってこちらから、横須賀市の経緯、国の動向等の背景が記載してあります。4ページをお開きください。 こちらは、言葉の定義として、条例第2条の言葉の定義の中の一部を記載しています。 つづいて5ページ、ここから、横須賀市の現状と課題のページになります。

	<p>人口の推移と、7ページからジェンダー平等と多様な性をめぐる状況について記載しています。</p> <p>つづいて、13ページをお開きください。第3章 プランの基本的な考え方です。こちらには、策定の趣旨、位置づけ、そして、3の名称と4の期間については、本日議決されたものをそれぞれ記載します。1枚おめくりいただき、条例の基本理念、目標、施策の方向性、施策を記載しています。</p> <p>つづいて15ページ こちらにジェンダー平等と男女共同参画についての説明を載せています。つづいて16ページ、プラン全体像、17ページに先ほどご説明した指標数値目標、つづいて18ページ、先ほどご説明した評価も含めた進行管理です。つづいて20ページ体系図です。</p> <p>21ページからは、各目標の記載ページになります。</p> <p>プランの体系図を踏まえた内容を説明を交えて記載しています。</p> <p>このページ以降、コラムや図表の部分で、パブリック・コメントの対象外となる記載内容については、そのことを記載しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。説明の通りですが、見ていただいて。今日審議している事業の内容ですとか表現のところですね、基本的に意見等あればコメントシートでお願いします。どうしても言っておきたいことがあれば、今いただければと思います、いかがでしょうか。それでは先ほど伝えたとおりでありますが、もしお気づきの点ございましたらコメントシートを通じて事務局にお示しいただければと思います。以上でプランに関しましては大変貴重な意見いただきましたので、反映していただいて改良の上、提示いただければと思います。それでは引き続きまして報告事項について事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、ご説明いたします。</p> <p>資料2に従って、ポイントのみのご説明とさせていただきます。資料2、令和3(2021)年度 取組実績報告書をご覧ください。令和3年度の実績報告書では、事業の中で数値が示されているものについて、直近の推移がわかるようにしてみました。第5次プランの進行状況については、事業の実施状況を毎年度把握し、審議会に報告するとともに、その結果を「取組結果報告書」として公表しています。5ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、5次プランの指標の経過を示したものです。</p> <p>市役所の女性管理職の割合については、第1回の審議会でご説明した通り、最新の数値ですと9.4%と数値が下がっています。次に、10番待機児童数につきましては、令和2年度、そして直近の数値でも、改善傾向にあります。</p> <p>つづきまして、6ページをご覧ください。この6ページ以降から、具体的な事業実績の報告となり、各課で行った具体的な内容についての実績報告が過去2年分を並べて載せています。では、ここからは、人権・ダイバーシティ推進課が所管となっている事業報告をいくつか取り上げます。</p> <p>まずは8ページ下段をご覧ください。事業番号4-1、市の実施事業への配慮をご覧ください。職場リーダーチェック（職場研修）につきましては、これまでのやり方を変更し、職場研修として実施してもらうようにセルフチェック方式で2回（全職員向け1回・係長級以上職員向け1回）実施しました。</p> <p>続いて、25ページ下段をご覧ください。事業番号16-1 広報紙（NewWave）の発行です。55号の特集はホームタウンチーム横浜F・マリノスの選手と考える 家族と過ごし、喜びを分かちあう大切さ、56号の特集は 性の多様性について知っていますか？ ということで、多様な性について周知啓発を行いました。NewWaveは市民に幅広く広報啓発するうえで重要な媒体であると考えています。</p> <p>続いて、28ページをご覧ください。事業番号20-1、続く20-2をご覧ください。</p>

	<p>デュオよこすかに併設されている「女性のための相談室」と相談体制の充実についてです。女性のための相談室では、人間関係や生活上の悩みなど女性が日頃から抱える諸問題に対し、女性が自ら悩みを解決し、主体的な生き方ができるように支援しています。相談体制は、女性が日常的に抱える相談には、一般相談として、相談員3名が輪番制で週3日対応しています。さらに専門性のある相談としてニーズが高い「法律相談」を月1回第3火曜日に実施しています。また、相談員のスキル向上を図り、各種相談への対応能力を高めるため、DV被害者の支援を担当することも家庭支援課と連携を図っています。女性に特化した本事業は今後も積極的に継続実施していきたいと考えています。相談事業は、その効果が見えづらい面もありますが、確実に公共機関として開設するニーズはあり、特に社会的弱者と言われている方々への支援につながる入口の機能として、今後もより重要な役割があると考えています。</p> <p>資料2 報告事項についての説明は以上となります。 よろしくお祈いします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。所管課の事業を中心に説明いただきました。何か全体を通じましてご意見等ございますか。これに関しては今日だいたい意見をいただいたら修正をするにしてもほぼこれで行く感じですかね。委員長から一つ提案なのですが、今ご説明いただいたデュオよこすかなのですが、以前デュオよこすかは専門部会がありましたよね。結構その時に細かい内容だとか実績だとか報告いただいて、割と揉めた経緯があって、今専門部会がなくなったのでこちらで報告をいただいておりますが、割とあっさりした報告なので、実態とか相談がこう推移しているだとか、デュオ自体盛り上げていくためにはどうしたらよいだろうとか、少し補填してできるとよいのかなと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。今プランの審議で時間としてはいっぱいなので、お時間のある時に詳細についてはご報告をしたいと思います。</p>
委員長	<p>ほかにお気づきの点ございますか。はいありがとうございます。もし何か後でお気づきの点があれば、コメントシートでお願いします。 それでは次第の審議、報告事項は以上になります。事務局から何か連絡事項ありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>次回、第4回の審議会の日程についてご案内させていただきます。次回、第4回目の審議会は、1月20日金曜日、午後2時から、場所は第2回目と同じ、災害対策本部室での開催を予定しています。 パブリック・コメントにつきましては11月25日から行いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>今パブリック・コメントを11月25日からと説明しましたが、本日委員の皆様から頂いたご提案をもとに、各担当課とやり取りをいたしまして、1度皆様に書面で送ることを考えています。それに対して皆様から重ねてご意見をいただきたいと思っております。少し時間はないのですが、事務局の方から書面で出させていただきます。担当課との調整の中で、いただいたご提案をうまく反映できない場合もございますので、その点はご容赦いただければと思います。</p>
事務局	<p>さいごに、本日、お車でお越しの方で、市役所北口駐車場をご利用の方は、無料の処理を行いますので、審議会終了後に事務局に駐車券をお渡しください。 事務局からは以上です。</p>

委員長	<p>ありがとうございました。皆さんからたくさんの貴重なご意見いただきましたので、施策としては市としていかにいい環境を作っていくか、いい形にしていくかというところでは皆さんの熱意が集約された結果かなと思います。先ほどご案内のあったところですが、何かご意見ある方、パブリック・コメントの前にまとまった形をもう一度皆さんの前に掛けてより確実な形にしていくところですので、少しお手間がかかりますが、よろしく願いします。</p> <p>それでは以上を持ちまして令和4年度第3回の審議会を終了します。委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。</p>
閉 会	